

販路拡大支援助成金 実施要綱

栗東市商工会

1. 目的

物価高騰や最低賃金の引上げ等の影響で利益率の悪化に直面する市内の中小企業者が実施する、売上増加や付加価値増大等のための販路拡大や新規販路開拓の取組に対して支援を行うことで、事業者の売上や収益の改善につなげ地域経済活性化を促進することを目的とする。

2. 対象者 ※別紙参照

次のすべてを満たすもの

- ①中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者
- ②申請日時点において栗東市内に本社または事業所のある事業者で、助成対象経費について、他の補助金・助成金等の支援を受けていないもの

3. 助成対象経費 ※別紙参照

販路拡大や新規販路開拓にかかる下記の経費（振込払いの方法で支出されたものに限る（現金払不可））

- ①パンフレットやポスター、チラシ等の製作費
- ②チラシ等の折込み、ポスティングにかかる費用
- ③新聞、雑誌、地域情報誌等の広告掲載料
- ④W e b 宣伝広告にかかる費用
- ⑤販路拡大・販路開拓につながる W e b サイトの構築費、改修費
- ⑥販路拡大・販路開拓につながる広告宣伝のための販促用品（※）の製作・購入費
（※）販促用品：単価が概ね 1,000 円未満の配布を目的とした物品で、店舗やイベント等で使う T シャツ、ジャンパー等の衣類は除く
- ⑦販路拡大・販路開拓につながる展示会・商談会への出展費

4. 助成限度額・助成率

助成限度額 1 事業者 30,000 円（千円未満切り捨て）

助成率 補助対象経費（税抜）の 10/10

5. 助成対象期間

下記の期間に発生した経費（期間内に支払いが完了しているもの）

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 2 月 12 日（金）

6. 申請期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 9 年 2 月 19 日（金） 必着

※ 但し、期間内でも予算上限に達し次第、締切り

7. 申請方法

助成対象事業の実施後、申請書類を受付窓口へ提出（窓口、郵送）

8. 申請書類 ※別紙参照

①販路拡大支援助成金交付申請書（様式第1）

②反社会的勢力排除に関する誓約書（様式第2）

③助成対象経費にかかる見積書、発注書（発注したことが分かる書類）、請求書の写し

④助成対象事業を実施したことが確認できるもの

⑤助成対象経費の支払いにかかる金融機関振込（明細）受領書の写し

※ 口座振替・引き落としの場合は金融機関預金通帳の写し等

⑥栗東市内で事業を行っていることが分かるもの

《法人》直近の法人税の確定申告を行っていることが確認できる書類（法人税確定申告書別表一）と e-Tax 等でデータ送信したことが分かる書類

《個人》直近の所得税の確定申告を行っていることが確認できる書類（所得税確定申告書第一表及び青色申告決算書又は収支内訳書）と e-Tax 等でデータ送信したことが分かる書類

⑦助成金振込口座の内容（※）が印字されている部分の金融機関通帳の写し

（※）金融機関名、本支店名、種類（普通・当座）、口座番号、口座名義

振込口座は、法人は法人口座、個人は個人事業主名口座に限る

9. 申請回数

1 事業者 1 回まで

10. 交付決定

申請書類による書類審査を実施後、採択の可否を決定

採択の場合は決定通知を送付し、後日、指定の金融機関口座に助成金を振込

要件不備等があれば事務局より連絡のうえ、書類は返却します

11. アンケートへの協力

助成金交付事業者は商工会が実施する当助成金に関するアンケートにご協力ください

12. 助成金の取り消し

次のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定は取り消され、既に交付された助成金は返還するものとする

- ・提出書類に虚偽の記載（不備）があったとき
- ・助成金交付条件に違反したとき
- ・助成事業の実施について不正行為があったとき
- ・法令違反等の反社会的行為が明らかになったとき

13. その他

- ・採択された申請書類等は返却しません。また、申請にかかる一切の費用は申請者自身の負担とします
- ・採択の不可は書類審査により決定します。審査の結果、採択となる場合でも助成金額を減額する場合があります

14. 申請受付窓口

栗東市商工会

〒520-3047 栗東市手原三丁目 1-25

TEL 552-0661

栗東市商工会長 あて

所在地又は住所
会社名・屋号
役職・氏名
電話番号

販路拡大支援助成金 交付申請書

標記助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり、申請します。

記

1. 事業実施期間

令和 8 年 月 日～令和 年 月 日

2. 経費の種類と対象事業の実施内容 ※経費の種類については裏面参照

経費の種類（番号で記入）	
実施内容 （具体的に記載）	

3. 助成申請額（税抜）

助成対象経費総額（千円未満切捨て） (①)	, 0 0 0 円
助成申請額 (①と 30,000 円の低い方)	, 0 0 0 円

4. 当助成対象事業を実施したことによる効果（見込み可）

（効果を具体的に記載）

【助成金振込先口座】 ※法人は法人口座、個人事業主は事業主名口座に限ります

金融機関名		支店名	
預金種類	☐ 普通預金 ☐ 当座預金	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

以上

<経費の種類>

①パンフレット、ポスター、チラシ等の製作費

〔 会社案内等、年賀状・暑中見舞状・カレンダー等の季節の挨拶目的の印刷物、
名刺、税込み 10 万円以上の看板（固定資産計上するもの）等は対象外 〕

②チラシ等の折込み、ポスティングにかかる費用（郵送費（切手代）は対象外）

③新聞、雑誌、地域情報誌等への広告掲載料

④W e b 宣伝広告にかかる費用

⑤販路拡大・販路開拓につながるW e b サイトの構築費、改修費

⑥販路拡大・販路開拓につながる広告宣伝のための販促用品の製作費

（店舗やイベント等で使う T シャツ、ジャンパー等の衣類は対象外）

⑦販路拡大・販路開拓につながる展示会・商談会への出展費

反社会的勢力排除に関する誓約書

栗東市商工会長 あて

所在地又は住所

会社名・屋号

役職・氏名

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、販路拡大支援助成金の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

販路拡大支援助成金 実施要綱 別紙

2. 対象者について

■中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
小 売 業	5,000 万円以下	50 人以下
サ ー ビ ス 業	5,000 万円以下	100 人以下

■補助対象事業者の範囲

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
・会社および会社に準ずる営利法人 （株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、土業法人（弁護士・税理士等）） ・個人事業主（商工業者であること）	・特定非営利活動法人 ・医師、歯科医師、助産師 ・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様） ・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く） ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・社会福祉法人 ・申請時点で開業していない創業予定者 ・任意団体 等

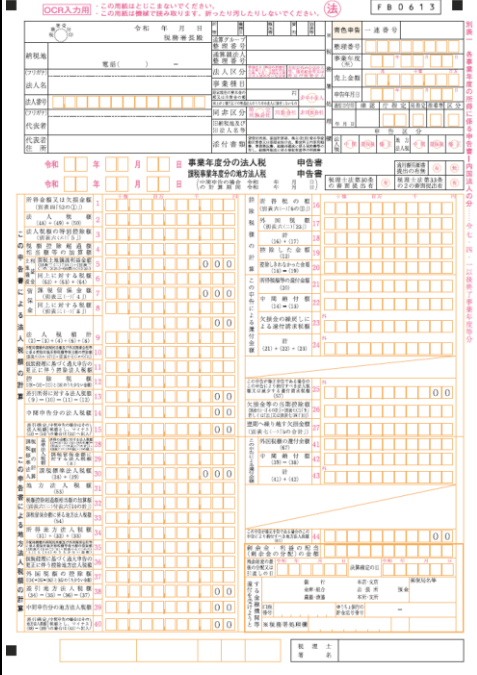
3. 助成対象経費について

販路拡大・販路開拓にかかる下記の経費が対象。

支払いが振込払いの方法で支出されたものに限り、現金払いで支払ったものは対象外。

	対象経費	留意事項
①	パンフレット、ポスター、チラシ等の製作費	会社案内等や名刺、年賀状や暑中見舞状やカレンダー等季節の挨拶目的の印刷物、税込み 10 万円以上の看板（固定資産計上するもの）等は <u>対象外</u>
②	チラシ等の折込みやポスティングにかかる費用	チラシ等を郵送するための費用（切手代）は <u>対象外</u>
③	新聞、雑誌、地域情報誌等の広告掲載料	
④	W e b 宣伝広告にかかる費用	
⑤	販路拡大・販路開拓につながる W e b サイトの構築費、改修費	
⑥	販路拡大・販路開拓につながる広告宣伝のための販促用品（ノベルティ）の製作費 * 販促用品：単価が概ね 1,000 円未満の配布を目的とした物品	店舗やイベント等で使う T シャツ、ジャンパー等の衣類は <u>対象外</u>
⑦	販路拡大・販路開拓につながる展示会・商談会への出展費	

8. 申請書類について

	申請書類	留意事項
③	助成対象経費にかかる見積書、発注書（発注したことが分かる書類）、請求書の写し	日付が助成対象期間（R8.4.1～R9.2.12）内のもの 但し見積書のみ4月1日以前のものでも可（有効期間内であること）
④	助成対象事業を実施したことが確認できるもの	・ポスター・チラシ・パンフレット：現物またはコピー ・折込・ポスティング費用：配布した日や地域や枚数が確認できる書類 ・新聞、雑誌、地域情報誌等：現物またはコピー ・Web関連：画面をコピーしたもの等 ・販促用品（ノベルティ）：現物、コピーまたは写真等 ・展示会・商談会出展費：出展の様子が分かる写真
⑥	栗東市内で事業を行っていることがわかるもの 《法人》 ①と②の両方 ① 法人税確定申告書別表一の写し ② e-Tax等でデータ送信したことが分かる書類 ※開業間もない場合等でまだ確定申告を行っていない場合 ・法人設立届出書等の写し 《個人事業主》 ①～③のすべて ① 所得税確定申告書第一表 ②〔青色申告者〕青色申告決算書（1～4ページ） 〔白色申告者〕収支内訳書（1～2ページ）	①法人税確定申告書別表一 

③ e-Tax 等でデータ送信したことが分かる書類

※開業間もない場合等でまだ確定申告を行っていない場合

- ・開業届の写しなど営業実態が確認できる書類

① 所得税確定申告書第一表

② 青色申告決算書

② 収支内訳書